

令和6年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和6年第2回東彼杵町議会定例会は、令和6年6月6日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

	2番	児玉 隆行 君	
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	尾上 庄次郎 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

1番 大安 義和 君

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主任書記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	発委第1号	東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第2	発委第2号	東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第3	発委第3号	緊急事態に関する国会審議を求める意見書
日程第4	報告第4号	専決処分に関する報告について (東彼杵町税条例の一部を改正する条例)
日程第5	報告第5号	専決処分に関する報告について (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第6	報告第6号	専決処分に関する報告について (東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

- 日程第 7 報告第 7 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 報告第 8 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 報告第 9 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例)
- 日程第 10 報告第 10 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例)
- 日程第 11 報告第 11 号 専決処分に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 11 号))
- 日程第 12 報告第 12 号 専決処分に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号))
- 日程第 13 報告第 13 号 専決処分に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 14 報告第 14 号 専決処分に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 15 報告第 15 号 専決処分に関する報告について
(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 16 報告第 16 号 繰越明許費に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 17 報告第 17 号 事故繰越しに関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 18 報告第 18 号 予算繰越しに関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町水道事業会計)
- 日程第 19 報告第 19 号 予算繰越しに関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計)
- 日程第 20 報告第 20 号 協定の一部を変更する協定締結に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委

		託に関する協定の一部を変更する協定)
日程第 21	議案第 30 号	東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 22	議案第 31 号	東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 23	議案第 32 号	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
日程第 24	議案第 33 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）
日程第 25	議案第 34 号	損害賠償の額を定めることについて
日程第 26	議案第 35 号	令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 1 号)
日程第 27	議案第 36 号	令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 28	議案第 37 号	令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

6 散 会

開 議（午前 9 時 30 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

会議を始めます前にお知らせいたします。

1 番議員、大安義和君が、傷病のため欠席したいと届出がっておりますので、これを許可しております。

それと、発言をする時は、議長の指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言し、発言が終わったらマイクのスイッチを切るようお願いをいたします。

それでは、ただいまの出席議員数は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入りますが、昨日の一般質問の中での尾上議員の答弁で、教育長から発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許可いたします。教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

申し訳ございません。昨日の尾上議員の男性の育児休業取得についての質問の中で、数の誤りがありましたので訂正いたします。

追加質問の中で男性の育児休業取得の対象者 3 名と申し上げております。これ、今年度の数でございます。昨年度は 5 名でございました。5 名の対象者の中で 1 名が取得したということでございます。訂正してお詫び申し上げます。以上です。

日程第 1 発委第 1 号 東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第 2 発委第 2 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、発委第 1 号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則、日程第 2、発委第 2 号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提出者の説明をそれぞれ求めます。議会運営委員長、口木俊二君。

○議会運営委員長（口木俊二君）

おはようございます。

発委第 1 号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

提出の理由、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が、第 211 回国会で令和 5 年 4 月 26 日に成立し、そのため、関連する手続のオンライン化に対応する本規則を改正する必要があるため、提出するものです。

東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則の概要をご説明します。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（通称：デジタル手続法）では、法令に基づく行政機関等への申請等をオンラインにより行うことが可能とされていますが、地方議会は「行政機関等」から除かれているため、オンライン化できませんでした。

今回の地方自治法の改正により可能となったため、議会に係る手続についてオンラインによる手続きを可能とする観点から本規則を改正するものです。

併せて、会議規則中、現在の社会情勢に照らした文言調整・規定ぶりの見直し及び字句の訂正を行っています。

主な改正内容を説明します。

手続のオンライン化については、「十九章 補足」に各手続きのオンライン化に対応する通則的な規定を、第 127 条の 2、第 127 条の 3 として新設しています。

また、地方自治法施行規則で規定された議会等への委任に対応する規定の整理として、第 31 条（開票及び投票の効力）第 3 項、第 100 条の 2（資格決定の通知）を新設しています。

文言調整については、第 102 条に「外とう、襟巻、かさ」を「コート、マフラー、漢字で傘」に改めています。

その他の事項として、第 8 条（会議時間）中、第 2 項を会議中は、議長は会議に宣告することにより会議時間の変更ができることと改正し、第 3 項に会議外にある場合において、議長が災害など緊急を要し特に必要と認めるときは、会議時間を変更できることを新設しています。

第 102 条（携帯品）中、「つえ」、「写真機及び録音機の類」を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から届出制に改めています。「写真機及び録音機の類」は、デジタル技術の進展により、撮影機能や録音機能を持った多機能な機器が登場し、議会の審議においてこうした機器を活用するにあたり厳格に解すると当該規定が支障になることから削除しています。ただし、これにより議場において撮影・録音を解禁するものではなく、会議中のこれらの機器の私的な使用を認める趣旨ではありませんので、ご注意ください。

第 40 条第 2 項・第 4 項、第 41 条、42 条、第 75 条第 1 項・第 2 項、第 123 条第 9 号では、字句の訂正を行っています。

最後に、附則として、この規則は、公布の日から施行する。としております。以上で、説明を終わります。

続きまして、発委第 2 号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

発委第 1 号と同じく地方自治法の一部改正により、関連する本条例を改正する必要があるため、提出するものです。

主な改正内容を説明します。

第 13 条の 2 に、大規模な災害等の発生により、委員会を開会することが困難な場合の特例として、委員会をオンライン開催する場合を（開会の特例）として加えています。

第 18 条には、第 13 条の 2 に関して、委員会は秘密会の対象外とすることを加えています。

（委員の選任）については、第 7 条第 2 項において「会期の初めに議会において選任する」と定め

ているが、第4項「ただし書き」や、第5項との適用関係が条文上明確でないという指摘があることから、「会期の初めに」を削除しています。

また、第3項の特別委員の選任に関する規定は、第4項と重複していることから削除し、特別委員の任期に関して「委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する」旨は、第5条（特別委員会の設置）に第3項として新設・移動しています。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。としております。以上で、説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、提出者に対して一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に発委番号を告げてからお願いします。6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

発委第1号をお願いいたします。発委第1号の第102条、4ページでございます。

改正された部分に、これから写真機とか録音機については、議長にあらかじめ届け出たものについてはこの限りではないというふうに記載されております。この件についてお伺いします。

で、今、録音機といえ、これ私が今手にしているスマホ、録音機能がついています。じゃあ、こういうことについても毎回毎回、あらかじめ登録をせんといかんというふうに理解をしてよろしいですね。

全員ここにおられる議員さん、あるいは、議場に入る者ですから、町長以下全員ということになります。全て登録とする、こういうスマホに録音機能があるという機能を持っているものはですよ、録音機能のないものについては届け出る必要はないと思うんですけども、録音機能にあるものについては届け出なきゃいけないと、こういうことに、こういうふうに解釈してよろしいですね。

○議長（浪瀬真吾君）

議会運営委員長。

○議会運営委員長（口木俊二君）

そのようになるかと思えます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

届ける際、これからこういうやつについて、機種とかですね、そういうことを登録しとかなないと識別できませんよね。そういうことを、ではこれどこがどのようにそういう定めを決めるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

議会運営委員長。

○議会運営委員長（口木俊二君）

その件についてはですね、後ほど、ちょっと保留をさせていただいて、後ほど協議して決めさせていただきたいと思えます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第1号、発委第2号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号、発委第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

これから、発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 発委第3号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、発委第3号緊急事態に関する国会審議を求める意見書を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、口木俊二君。

○議会運営委員長（口木俊二君）

発委第3号緊急事態に関する国会審議を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提出の理由、緊急時において、国家の責務と権限を明確にし、国民の命と財産を守るための最大機能を発揮させるために、法令の緊急事態規定に関する多岐にわたる論点を整理し、国民に理解を

得たうえで、緊急事態条項を新設することに取り組まれるよう強く要望するため、本案を提出するものです。

甚大な被害が広域に及ぶような災害が発生した時、現行の災害対策基本法に基づく基礎自治体が第1次に対応するというシステムでは対処できない可能性があります。

そのような課題を踏まえて、今国会において地方自治法の改正が審議されていますが、内容は大規模災害が発生した時の地方と国の関係を整備したものとなっています。

しかしながら、災害はいつ発生するかわかりません。もし、国会議員の選挙時期と重なった際、国会議員の任期や選挙期日の延期ができないことから、必要な政令を発することができなかつたり、遅れたりする可能性があります。「国会の機能を維持するため」の日本国憲法の整備を求めるものです。以上で、発委第3号の説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、提出者に対して質疑を行います。6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

この県議会が昨年5月、令和5年3月17日に意見書を求めている緊急事態条項新設ということ強く要望するという趣旨については私はもう大賛成の立場であります。

賛成の立場であるんですけども、これ県議会が議決、意見提出したのは昨年3月のことですよ。そして、ここに来ておられる次の前の初手県議会議員から当議会議長宛てに来たのが、先月5月14日、これからするともう1年以上経過をしており、でね、今国会ではもうまさにもう、もう終末の、この件は議論されて、終末段階に入っております。

今からですよ、今の段階でこの意見書を国に送って、いかほどの効果があるのか。ちょっと時機が遅いんじゃないのかなと。

県議会が出された昨年令和5年の段階であれば非常に効果的であったのかなと思うんですけども、この時機。もう国会で、国会中継見えていますとね、委員会とか終末段階ですよ。もうその時に東彼杵町議会から出しても、もう時機遅いんじゃないかなというのが私の意見なんです。これ、議会運営委員長として、提出される方として、どのような意見を持っておられますか。時機が遅いと思われませんか。いかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

議会運営委員長。

○議会運営委員長（口木俊二君）

数日前に新聞にも、新聞でも報道されておりましたけれど、一応可決ということになっておりましたけれども。

県議会の地元の県議からもこうした要請が来ておりますし、一応委員会に諮って対処していきたいなと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

先ほど口木議会運営委員長も答えられて、もう国会ではそのようになってきているんですよ。

そういうときに、今更、今更ながらと思いません。何の効果があります。国会が決めた後にですよ、この要望書を出すという意味がないんじゃないのかなという意見ですよ。

だから、これはもう取り下げてもいいんじゃないのかなというのが私の意見ですけれども、議会運営委員長としてどのように感想、意見を持っておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

議会運営委員長。

○議会運営委員長（口木俊二君）

一応、国の憲法で決まっておりますので。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 50 分）

再 開（午前 9 時 52 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（口木俊二君）

今審議されているのは自治法の改正の審議をされております。これは憲法の改正ということで提出されておりますので、私がさっき説明したものとちょっと違うかなと思いますけれども、これは憲法の改正ということで提出をされております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

あのですよ、いいですか、もう国会ではですよ、ほぼ結論が出てですよ、例えば、例えばある与那国の島民が九州の長崎県にどこに移住するかということ具体的に中身まで今詰めてきている段階なんですよ。もうそういうことは、この法律は、もうほぼ国会で結論が出ているわけです。そういう出ている時にですよ、今さら国会を通してください。何か意味がないんじゃないですかという私の提案なんですよ。

これから国会で審議されて、令和 5 年の段階であったら、これから国会で詰めていくという時だったら、県議会とか市町村が出して、是非この法案を改正するという意味があるんですけど、もう国会で結論が出た後にこんなことをお願いしますって言って意味がありますかという私の議会運営委員長に対する質問なんですよ。もう取り下げた方がよろしいんじゃないですかということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

議会運営委員長。

○議会運営委員長（口木俊二君）

この発委第3号は、総務厚生常任委員会に付託となっておりますので。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発委第3号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4	報告第4号	専決処分に関する報告について (東彼杵町税条例の一部を改正する条例)
日程第5	報告第5号	専決処分に関する報告について (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第6	報告第6号	専決処分に関する報告について (東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第4、報告第4号専決処分に関する報告について（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）、日程第5、報告第5号専決処分に関する報告について（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第6、報告第6号専決処分に関する報告について（東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）、以上3議案を一括議題とします。本案について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第4号専決処分に関する報告でございますが、東彼杵町税条例の一部を改正する条例。次に、報告第5号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。次に、報告第6号東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、以上3件の詳細につきましては税財政課長に説明をさせます。よろしく願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、報告第4号についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が本年3月30日に公布され4月1日に施行されることになりましたので、東彼杵町税条例についても改正を行い、3月31日付で専決処分をしたものです。

それでは、配布しております資料「東彼杵町税条例の改正概要」の方をご覧ください。こちらで、主な改正内容についてご説明いたします。

資料の表の左側、条項欄では上から2段目、第51条、町民税の減免について。

こちらについては、町民税の減免について申請だけではなく職権によることも可能とする規定を追加いたしました。能登半島地震を受け柔軟に対応するためのものがございます。第71条や第139条の3でも同様の改正を行っております。

次は、真ん中ほど、附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除について規定の追加を行いました。国の物価高騰対策になりますけれども、今年度の住民税から扶養人数を加えた数に1万円を乗じた額を減税いたします。なお、所得制限がございまして所得が1805万円を超える方は対象外でございます。

その下の附則第7条の6、第7条の7は、定額減税を行った場合の期割の規定を定めたものになります。基本的には第1期を減額し調整する内容となります。

次の附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除では、先ほど所得超過の方は対象外と申しましたが、所得超過の対象外の方のうち配偶者を扶養されている方は、令和7年度の住民税から1万円減額することとなっており、そのことについて規定を定めたものになります。

次は下から2段目、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合になります。これは、固定資産税の減額措置になりますけれども、バイオマス発電装置などの固定資産税について新たに減額措置が設けられております。

裏面をお願いいたします。附則第11条以下ですけれども、固定資産税の課税における負担調整の特例について令和5年度までとなっているものを法改正に合わせて延長を行いました。東彼杵町税条例の主な改正の説明については以上になります。その他、ご説明しなかった部分につきましても、ただいまの説明の関連や地方税の改正に合わせて規定の整備を行ったものになります。

最後に、施行日につきましては、令和6年4月1日になりますが、資料の条項の部分に※印で施行日が記載してあるものは、記載日付が施行日でございます。報告第4号については以上です。

続いて、報告第5号についてご説明いたします。こちら資料のほうですね、「東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要」のほうをご覧ください。

報告第5号についても、東彼杵町国民健康保険税条例の改正になりますけれども、先ほどと同様に地方税法の改正に伴い改正を行ったものになります。

一段目の第2条第3項ですが、課税限度額について改正を行いました。高齢化などによる医療給付費の増加が見込まれる中、保険税負担の公平を図るためのもので後期高齢者支援分を24万円に引き上げております。

次は、第23条第1項国民健康保険税の減額です。国民健康保険税については、一定の基準所得を下回る方には、国民健康保険税の均等割及び平等割を減額する制度がございます。5割及び2割の減額を行う基準について表のとおり見直しが行われ、より広く軽減が受けられるよう改正を行っております。東彼杵町国民健康保険税条例の改正の説明については以上になります。

最後に条例の施行日ですが、令和6年4月1日となります。報告第5号については以上です。

続きまして、報告6号についてご説明いたします。

こちらは議案書の最後のページ改正条例をご覧ください。東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例は、製造業などが新たに取得

した資産について、固定資産税を免除するもので、当町が過疎地域に指定された際に条例を制定いたしました。

表の改正は、附則第2項になります。条例の失効規定を定めており、令和6年3月31日から令和9年3月31日に改正いたしました。固定資産税減免措置に対する国の財政補填が令和6年3月31日までとなっておりましたので、条例についても同日失効としておりましたが、今回総務省令が改正され補填措置が令和9年3月31日まで延長されましたので、条例の失効日も延長いたしました。

最後に、施行日になりますが、公布の日、令和6年3月31日としております。報告6号については以上でございます。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第4号、報告第5号、報告第6号を終わります。

- 日程第7 報告第7号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 報告第8号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 報告第9号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 報告第10号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第7、報告第7号専決処分に関する報告について（東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例）、日程第8、報告第8号専決処分に関する報告について（東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）、日程第9、報告第9号専決処分に関する報告について（東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する

基準条例の一部を改正する条例)、日程第 10、報告第 10 号専決処分に関する報告について(東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例)、以上 4 議案を一括議題とします。本案について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、報告第 7 号専決処分に関する報告でございます。

東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例、次に、報告第 8 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、次に、報告第 9 号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例、次に、報告第 10 号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例、以上 4 件の詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。よろしくお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長(浪瀬真吾君)

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長(前平英利君)

町長に代わり報告第 7 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、主なものを説明いたします。

この条例改正は、国が定める「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正」に伴うものでございます。要支援の方のケアプラン基準条例になります。

それでは、新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。第 4 条第 1 項及び第 2 項でございます。

これまで、指定介護予防支援事業者は、地域包括支援センターである必要がございました。これが介護保険法の改正により、一般の介護支援事業者でも指定を受ければ介護予防支援事業を実施できるようになったため、地域包括支援センターと一般の介護予防支援事業者を区別するための文言の改正となります。

続きまして、新旧対照表の 2 ページをお願いいたします。

第 5 条第 3 項及び第 4 項につきましては、一般の介護予防支援事業者が予防支援事業を行う際に、原則として、主任介護支援専門員が管理者であることが必要であることを定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表 3 ページをお願いいたします。

第 12 条第 2 項及び第 3 項につきましては、指定介護予防支援事業者が、通常の事業の実施地域以外を訪問する場合に、事前に利用者の了承を得て交通費の受領を可能とすることを明示するもの

でございます。

新旧対照表 4 ページをお願いいたします。

第 23 条第 1 項から第 3 項につきましては、利用者等がサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示について詳細を定めるものでございます。

新旧対照表の 5 ページをお願いいたします。

第 30 条第 2 項第 3 号及び第 32 条第 2 号の 2 と第 2 号の 3 につきましては、身体拘束の適正化の推進について定めるものでございます。

新旧対照表の 7 ページをお願いいたします。

第 32 条第 29 号につきましては、一般の介護予防支援事業者に対して、町への情報提供義務を定めるものでございます。

続きまして、報告第 8 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、主なものを説明いたします。

この条例改正につきましても、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴うものでございます。要介護の方のケアプランの基準条例となります。

新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。

第 5 条第 2 項及び第 3 項につきましては、介護支援専門員の 1 人あたりの取扱件数の制限について見直しを行うものでございます。

続きまして、新旧対照表 3 ページをお願いいたします。

第 7 条第 2 項及び第 3 項につきましては、介護サービス利用者に対する公正中立性の確保のため、居宅介護支援事業者の各居宅サービスの提供割合等の説明義務について定めるものでございます。

新旧対照表 5 ページをお願いいたします。

第 16 条第 14 号につきましては、指定居宅サービス事業者との連携による利用者のモニタリングについて定めるものでございます。

新旧対照表の 7 ページをお願いいたします。

第 32 条第 2 項第 3 号につきましては、記録の整備について、身体拘束記録の保存を加える改正でございます。

続きまして、報告第 9 号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例につきまして、主なものを説明いたします。

この条例改正は、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うものでございます。要介護の方の地域密着型サービスの基準条例となります。

新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。

第 6 条第 5 項第 11 号につきましては、指定介護療養型医療施設が、令和 5 年度末をもって廃止されたことに伴う改正でございます。

続きまして、新旧対照表 2 ページをお願いいたします。

第 24 条第 8 号及び第 9 号につきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の身体拘束等の適正化の推進について定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の 3 ページをお願いいたします。

第 34 条につきましては、利用者等がサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示について定めるものでございます。

第 42 条第 2 項第 5 号につきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の記録の整備について、身体拘束記録の保存を加えるものでございます。

続きまして、新旧対照表 5 ページから 13 ページにつきましては、主に、各サービスごとの身体拘束の適正化及び身体拘束記録の保存に関する項目等を追加する改正でございます。

新旧対照表の 14 ページをお願いいたします。

第 83 条第 1 項につきましては、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所との兼務について他事業所のサービス類型を限定しないこととする改正でございます。

新旧対照表の 18 ページをお願いいたします。

第 125 条第 2 項から第 6 項につきましては、認知症対応型共同生活介護事業、グループホームにおける協力医療機関との連携体制構築について定められるものでございます。

続きまして、新旧対照表 21 ページをお願いいたします。

第 130 条第 11 項につきましては、業務の効率化など生産性向上に先進的に取り組む特定施設入居者生活介護に係る人員配置基準の柔軟化について定めるものでございます。

新旧対照表の 22 ページをお願いいたします。

第 147 条第 2 項から第 6 項につきましては、特定施設入居者生活介護において、協力医療機関との連携体制構築について定めるものでございます。

新旧対照表の 26 ページをお願いいたします。

第 166 条の 2 第 1 項及び第 2 項につきましては、介護老人福祉施設の緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、定期的に見直すことを追加するものでございます。

新旧対照表の 27 ページをお願いいたします。

第 173 条第 1 項から第 5 項につきましては、地域密着型介護老人福祉施設において、進行感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携について定めるものでございます。

新旧対照表の 30 ページをお願いいたします。

第 181 条につきましては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、ユニットケアの質の向上のための体制の整備について定めるものでございます。

続きまして、34 ページをお願いいたします。

第 198 条につきましては、看護小規模多機能型居宅介護において、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化と、身体拘束等の適正化の推進について定めるものでございます。

続きまして、報告第 10 号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例につきまして、主なものを説明いたします。

この条例改正は、国が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の

一部改正に伴うものです。要支援の方の地域密着型サービスの基準条例となります。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第9条第2項につきましては、指定介護療養型医療施設が令和5年度末をもって廃止されたことに伴うものでございます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第32条第1項から第3項につきましては、利用者等がサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示について定めるものでございます。

新旧対照表4ページをお願いいたします。

第40条第2項第3号から第6号につきましては、介護予防認知症対応型通所介護の記録の整備について、身体拘束記録の保存を加えるものでございます。

第42条第10号及び第11号につきましては、介護予防認知症対応型通所介護における身体拘束等の適正化の推進について定めるものでございます。

新旧対照表6ページをお願いいたします。

第45条第1項につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。

新旧対照表7ページをお願いいたします。

第53条第1項及び第3項につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護における身体拘束等の適正化の推進について定めるものでございます。

第63条の2につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護事業の介護現場の生産性の向上について新たに定めるものでございます。

新旧対照表9ページをお願いいたします。

第83条第2項から第6項につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護事業における協力医療機関との連携体制の構築について定めるものでございます。

以上、4条例とも施行日は令和6年4月1日となっております、令和7年3月31日まで経過措置を設ける附則となっております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号を終わります。

日程第11 報告第11号 専決処分に関する報告について

（令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第11号））

○議長（浪瀬真吾君）

日程第11、報告第11号専決処分に関する報告について（令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。本案についての説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 11 号専決処分に関する報告(令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 11 号))でございますが、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 5172 万 9000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64 億 8800 万円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なもの、基金積立として庁舎整備に 1 億 2000 万円、下水道事業に 4000 万円などでございます。

歳入の主なもの、地方特例交付金 1403 万 9000 円、地方交付税 8750 万 9000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。よろしくお願いたします。税財政課長。

○議長(浪瀬真吾君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わりまして、報告第 11 号についてご説明いたします。

令和 5 年度の一般会計補正予算(第 11 号)は、3 月の町議会定例会後において歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて予算の補正を行っております。

それでは 37 ページ、3 番歳出からご説明いたします。

39 ページに移っていただいて、2 款 1 項 5 目財産管理費 24 節積立金は、決算余剰金から過疎地域持続的発展特別事業基金や次のページの庁舎整備基金などへ積立金を追加しており、節全体で 1 億 4280 万 5000 円を追加いたしました。

40 ページの 2 款 1 項 6 目財政調整基金費 24 節積立金は、こちらも決算余剰金から減債基金へ積立金を追加しており、2000 万円追加いたしました。

飛びまして、60 ページをお願いします。

6 款 2 項 1 目林業総務費 24 節積立金は、森林環境譲与税の余剰金 17 万円を基金積立しております。

67 ページをお願いします。

8 款 5 項 2 目公共下水道費 24 節積立金は、決算余剰金から下水道事業基金へ 4000 万円の積立を行いました。

72 ページをお願いします。

10 款 1 項 2 目事務局費 24 節積立金は、決算の余剰金から教育文化施設整備基金へ 3000 万円の積立を行いました。

歳出に関しましては、今説明したものの他は、事務、事業の実績により残額の減額整理を行ったものになります。また、括弧して財源更正と書かれましたものにつきましては、国県の補助の変更などにより該当事業の財源内訳の更正を行ったものになります。

続きまして 11 ページをご覧ください。

このページ以降は、歳入になりますが、交付額の確定や実績に基づいて増減を行ったものになりますので説明は省略いたします。

次に、7 ページをお願いいたします。

第 2 表の地方債補正になります。こちらの起債の目的にあります 23 事業について、実績にあわせ地方債の限度額を補正いたしました。

最後に、1 ページから 6 ページの第 1 表は、歳入歳出補正の積み上げになります。合計では 2 億 5172 万 9000 円を減額し、本年度の最終予算額は 64 億 8800 万円となりました。対前年度比では 1 億 8300 万円の増、パーセントで 2.9%の増となっております。報告第 11 号の説明につきましては、以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 11 号を終わります。ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 29 分）

再 開（午前 10 時 39 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第 12 報告第 12 号 専決処分に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号))

日程第 13 報告第 13 号 専決処分に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))

日程第 14 報告第 14 号 専決処分に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 12、報告第 12 号専決処分に関する報告について（令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号））、日程第 13、報告第 13 号専決処分に関する報告について（令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））、日程第 14、報告第 14 号専決処分に関する報告について（令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））、以上 3 議案を一括議案とします。本案についての説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 12 号専決処分に関する報告（令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号））でございますが、予算の総額から歳入歳出それぞれ 6558 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 10 億 8181 万 5000 円とするものでございます。

歳出の主なものは、支払い実績減による保険給付費 5778 万円などの減額でございます。

歳入の主なものは、県支出金 6797 万 2000 円などの減額でございます。

次に、報告第 13 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 1035 万 6000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 8 億 5000 万円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費 1300 万円などの減額。

歳入の主なものは、保険料 1109 万 8000 円などの減額でございます。

次に、報告第 14 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

予算の総額から歳入歳出それぞれ 257 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 1 億 2843 万円とするものでございます。

歳出の主なものは、広域連合給付金 173 万円などの減額。

歳入の主なものは、一般会計繰入金 260 万 6000 円などの追加でございます。

以上 3 件の詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。よろしく願いいたします。
長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

町長に代わり報告第 12 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明いたします。

歳出からご説明いたしますが、総体的に実績に基づく補正を行っております。

主なものを説明いたします。資料の 13 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目 18 節、療養給付費負担金につきまして、給付実績見込に合わせて 4140 万円を減額しております。

14 ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目 18 節高額療養費負担金につきましては、実績見込に合わせて 1300 万円を減額しております。

15 ページをお願いいたします。

2 款 4 項 1 目 18 節、出産育児一時金補助金につきましては、10 件の見込みに対し、3 件の実績により 228 万円を減額しております。1 名分 50 万円を残しての減額を行っております。

17 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 2 目 18 節人間ドック検診補助金につきましては、人間ドック受診費用の実績により 170 万円を減額しております。

18 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目 7 節報償費につきましては、特定健診受診率目標達成地区へ報奨金を支給していましたが、支給月を 4 月から 9 月へ変更したことに伴いまして 100 万円を減額しております。令和 5 年度において目標達成した地区に対しましては、令和 5 年度予算でこれまで 4 月支給としたものを、令和 6 年 9 月支給、令和 6 年度予算で支給することとなったための減額でございます。

資料の 5 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたしますが、歳出と同様に総体的に実績に基づく補正を行っております。主なものを説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般被保険者保険税 1 節医療給付費分及び 2 節後期高齢支援分につきましては、実績見込により、合わせて 348 万円を減額しております。

6 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目 1 節普通交付金、2 節特別交付金につきましても実績見込みにより、合わせて 6797 万 2000 円を減額しております。

8 ページをお願いいたします。

6 款 2 項 1 目 1 節国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、基金を繰り入れる必要がなくなったため、全額を減額しております。

9 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として 2377 万 1000 円を計上しております。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。

令和 5 年度の最終予算額 10 億 8181 万 5000 円、令和 4 年度の 10 億 5832 万 9000 円に対しまして、2.2%の増となっております。

続きまして、報告第 13 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして説明いたします。

歳出からご説明いたしますが、こちらも総体的に実績に基づく補正を行っております。主なものを説明いたします。

資料の 16 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費 18 節につきましては、実績見込みに合わせて、訪問看護分を 100 万円、通所介護分を 300 万円の、合わせて 400 万円を減額しております。

3 目地域密着型介護サービス給付費、5 目施設介護サービス給付費、9 目居宅介護サービス計画給付費につきましても、同様に実績見込みにより、合わせて 800 万円を減額しております。

18 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 24 節積立金につきまして、800 万円を新たに基金に積み立てるものでございます。

19 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目 12 節介護予防事業・日常生活支援総合事業費委託料につきましては、通所型サービス C 事業及び介護予防普及啓発事業の利用実績に基づき、合わせて 118 万円を減額しております。

20 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 6 目社会保障充実費 1 節、会計年度任用職員報酬につきましては、産休代替職員を 4 月から採用すべく募集しておりましたが、9 月採用となったことにより 110 万円を減額しております。

続きまして、歳入を説明いたします。歳出と同様に総体的に実績に基づく補正を行っております。

5 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出の減額による、1 節現年度分特別徴収保険料の減額及び 3 節滞納繰越分普通徴収保険料の収納実績による追加計上を行い、差し引きで 1109 万 8000 円を減額しております。

このあと、6 ページ国庫支出金から 11 ページ一般会計繰入金まで、同様に歳出の減額に合せて歳

入の減額を行っております。

12 ページをお願いいたします。

7 款 2 項 1 目 1 節介護給付費準備基金繰入金につきましては、基金を繰り入れる必要がなくなったため、全額を減額しております。

13 ページをお願いします。

8 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、今回補正の財源として、前年度繰越金 2645 万 1000 円を追加計上しております。

1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの積み上げになりますので説明を省略いたします。

令和 5 年度の最終予算額 8 億 5000 万円、対前年度と同額でございます。

続きまして、報告第 14 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして説明いたします。

資料の 9 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料につきましては、健康診査の受診実績見込みにより、33 万円を減額しております。18 節負担金補助及び交付金につきましては、人間ドックの受診実績見込によって 51 万円を減額しております。

10 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目保険料等納付金につきましては、保険料の納付実績見込によって、173 万円を減額しております。

続きまして、歳入をご説明いたします。5 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料 1 節現年度分及び 2 目普通徴収保険料 1 節現年度分につきましては、納付実績により増減を行っております。

6 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金につきましては、歳出の保険料等納付金等の減に合わせ 260 万 6000 円を減額しております。

7 ページをお願いします。

6 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、今回補正の財源として、前年度繰越金 184 万 5000 円を計上しております。

1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの積み上げになりますので説明は省略いたします。

令和 5 年度の最終予算額 1 億 2843 万円、前年度 1 億 2415 万 9000 円で、3.44%の増となっております。説明は以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 12 号、報告第 13 号、報告第 14 号を終わります。

日程第 15 報告第 15 号 専決処分に関する報告について

(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 15、報告第 15 号専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。本案についての説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 15 号専決処分に関する報告、事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて

東彼杵町は、交通事故による相手方との和解及び損害賠償額を下記のとおり決定する。

令和 6 年 3 月 19 日。損害賠償の額 13 万 427 円。事故の概要令和 6 年 2 月 27 日午後 1 時 30 分ごろ、会議のため訪れていた駐車場におきまして、町職員が駐車した時、町車両から降車する際に開けたドアが突風を受け、隣接して駐車されていた相手方車両に接触し、相手方車両が損傷したものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 15 号を終わります。

○——△——

暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 55 分）

再 開（午前 11 時 01 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第 16 報告第 16 号 繰越明許費に関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町一般会計)

日程第 17 報告第 17 号 事故繰越しに関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町一般会計)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 16、報告第 16 号繰越明許費に関する報告について（令和 5 年度東彼杵町一般会計）、日程第 17、報告第 17 号事故繰越しに関する報告について（令和 5 年度東彼杵町一般会計）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 16 号繰越明許費に関する報告（令和 5 年度東彼杵町一般会計）でございます。

次に、報告第 17 号事故繰越に関する報告（令和 5 年度東彼杵町一般会計）、以上 2 件の詳細につきましては税財政課長に説明させます。よろしくお願ひいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり報告第 16 号についてご説明いたします。

次のページを開いていただいて、令和 5 年度東彼杵町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

こちらの表にあげております合計で 24 事業について、3 月末で完了しなかったため繰越いたしました。2 ページの表の一番下になりますけれども、実際に繰越しました翌年度繰越額は、合計で 5 億 4359 万 9000 円となります。

1 ページの表に戻っていただいて、それぞれの事業の進捗率、パーセントと完了予定時期について述べさせていただきます。

1 行目から、事業名は、第 6 次総合計画策定支援業務委託、進捗率は 100%、完了済みでございます。続けて申し上げます。電子計算費、進捗率 30%、完了予定は翌年 3 月末。水源試験工事は 50%、7 月末。戸籍住民基本台帳費、0%、翌年 3 月末。衆議院小選挙区選出議員補欠選挙、90%、7 月末。児童福祉総務費、100%、完了済み。新型コロナ予防接種事業、80%、翌年 3 月末。水道事業会計負担金、10%、12 月末。施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金、100%、完了済み。農水産加工施設整備補助事業、10%、10 月末。土地改良事業費、80%、8 月末。林道費、80%、7 月末。道路橋梁維持事業、0%、翌年 3 月末。道路橋梁改良事業、30%、翌年 3 月末。大野原高原線道路改良事業、0%、翌年 3 月末。中尾本線道路改良事業、0%、翌年 3 月末。

2 ページに移ります。木場本線道路改良事業、90%、6 月末。河川管理費、60%、12 月末。河川改良費、10%、翌年 3 月末。公共下水道事業会計負担金、60%、9 月末。公園費、0%、6 月末。深澤道路改良事業、10%、翌年 3 月末。第三者委員会費、30%、翌年 3 月末。彼杵児童体育館駐車場拡張事業、50%、9 月末。報告第 16 号については以上でございます。

続きまして、報告第 17 号についてご説明いたします。

開いていただいて、令和 5 年度東彼杵町一般会計事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

表にあります道路橋梁維持事業について、事故繰越いたしました。繰越し金額は 4246 万 6000 円でございます。進捗状況については、進捗率は 50%、完了予定は 8 月末でございます。説明については以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 16 号、報告第 17 号を終わります。

日程第 18 報告第 18 号 予算繰越しに関する報告について
(令和 5 年度東彼杵町水道事業会計)

日程第 19 報告第 19 号 予算繰越しに関する報告について

(令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計)

日程第20 報告第20号 協定の一部を変更する協定締結に関する報告について

(令和5年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定)

○議長(浪瀬真吾君)

日程第18、報告第18号予算繰越しに関する報告について(令和5年度東彼杵町水道事業会計)、日程第19、報告第19号予算繰越しに関する報告について(令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計)、日程第20、報告第20号協定の一部を変更する協定締結に関する報告について(令和5年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定)、以上3議案を一括議題とします。本案について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、報告第18号予算繰越しに関する報告(令和5年度東彼杵町水道事業会計)、次に報告第19号予算繰越しに関する報告(令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計)、次に、報告第20号でございます、協定の一部を変更する協定締結に関する報告について、令和5年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定締結についてでございます。以上3件の詳細につきましては、水道課長に説明させます。よろしくお願いたします。水道課長。

○議長(浪瀬真吾君)

町長に代わり水道課長。

○水道課長(岡木徳人君)

町長に代わりまして、繰越しの内容についてご説明いたします。

まず、報告第18号令和5年度東彼杵町水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について説明いたします。報告書の2枚目の繰越計算書をご覧ください。

資本的支出の建設改良費、委託料の八反田下川内地区水道管布設実施設計業務委託1280万円及び老朽施設更新事業の口木田地区実施設計業務委託950万円につきましては、昨年令和5年12月の第4回議会定例会において補正予算第3号で承認をいただいております。

いずれも令和6年1月16日に契約を締結しておりますけれども、年度内の完了が困難となりましたので、令和6年度に繰越し、令和6年6月29日までの期間を延長して業務を履行しております。

現時点での進捗ですけれども、八反田が80%、口木田が90%の進捗でございます。どちらも業務期間であります6月29日までには完了する見込みであります。

業務完了後は、令和6年度の建設工事予算を活用しまして遅滞なく発注の準備を進める予定といたしております。

次に、建設改良費の工事請負費、深澤道路改良工事に伴う水道管移設工事300万円につきましては、深澤道路事業の道路工事計画に伴いまして、令和6年度に繰越しをいたしております。

5月21日に水道管の移設につきまして、工事請負契約を締結いたしまして、現時点での進捗は

10%であります。

次に、報告第 19 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について説明いたします。こちらも 2 枚目の繰越計算書をご覧ください。

資本的支出の建設改良費、処理場更新工事につきましては、令和 6 年度の債務負担行為としまして、令和 5 年 5 月 22 日に下水道事業団と協定を締結し、更新工事を進めております。

繰越しの要因となったのが、監視制御等の制御盤等に用います半導体の調達に当初の予定よりも日数を要しております、それが要因となり令和 5 年度中の出来高が令和 5 年度中に完了せず、令和 6 年度に繰越しを行っているものです。9 月末までには、令和 5 年度の出来高予定が完了する見込みとしております。

進捗につきましては繰越分が 60%、更新工事全体では 35%ほどの進捗となっております。全体工事としまして令和 6 年度末の完了見込みを立てております。

同じく建設改良費の更新工事費につきましては、樋口地区のマンホールポンプにつきましてナンバー 2 ポンプが令和 5 年 12 月に故障が発生いたしました。

故障の要因と調査をした結果、更新が必要と判断いたしまして令和 6 年 1 月に更新工事の発注をいたしております。

この中でポンプの調達に三月ほどを要するという事で年度内の完了が困難になり令和 6 年度に繰越しを行っております。当該工事につきましては 4 月 22 日に工事を完了いたしております。

次に報告第 20 号協定の一部を変更する協定締結に関する報告について内容をご説明いたします。2 枚目をご覧くださいと思います。

本協定につきましては、公共下水道処理場の電気設備更新工事としまして令和 6 年度債務負担として令和 5 年 5 月 22 日に下水道事業団と協定を締結し更新工事を進めております。先ほどの繰越しで説明した事業になります。

今年度になりまして工事の進捗が進む中で当初の請負工事の内容からほぼ変更が生じないというふうな見込みが立ちましたので、現時点で工事の発注における入札において発生いたしました予算の執行残 645 万円の不用額につきまして令和 6 年度の歳出金額から減額をする内容で協定を変更するものでございます。

変更協定につきましては令和 6 年 5 月 27 日付けで協定を締結いたしております。

協定の名称につきましては、令和 5 年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定。

変更の内容につきましては、建設工事費用、当初が 9600 万円。内訳としましては、令和 5 年度事業費が 4500 万円。令和 6 年度の債務負担に係る分が 5100 万円。変更後が 645 万円を減額し 8955 万円。令和 5 年度事業費は変更なく 4500 万円。令和 6 年度の債務負担分を減額して 4455 万円ということで変更協定を行っております。

協定の相手方は、東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 27 号 地方共同法人 日本下水道事業団理事長 黒田憲司。

理由につきましては、先ほどご説明しましたように、建設工事入札執行の結果に伴う金額の変更ということでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 18 号、報告第 19 号、報告第 20 号を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 15 分）

再 開（午前 11 時 16 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第 21 議案第 30 号 東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 21、議案第 30 号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 30 号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由につきましては、所得証明書添付について、マイナンバーの情報連携機能による照会で、利便性向上と事務効率化を図るためでございます。詳細につきましては総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 30 号について説明をさせていただきます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ですけれども、第 9 条第 2 項で、条例で定める場合は、自治体が独自に個人番号利用することができることとされております。

また、同法第 19 条第 1 項 11 号の規定では、条例で規定することにより、他機関と個人番号を提供できるということになっております。本条例ですけれども、個人番号を用いる事務を規定している条例でございます。

新旧対照表 1 ページをお願いいたします。

下から 2 つ目の欄ですけれども、これは別表第 1 で取り扱う事務を規定する部分になります。ここに東彼杵町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱を追加をいたしております。

そして、2 ページから 9 ページにかけてになりますけれども、これは別表第 2 となりまして、利

用する特定個人情報を規定する表になっております。この事務で他の機関から個人情報を用いて提供を受ける特定個人情報を地方税関係情報と規定をいたしております。

なお、この結婚新生活支援事業は国の制度でございます。自治体が独自にマイナンバーを用いている事例というのは全国で2つの自治体しかございません。2市町、秋田県秋田市、そして北海道の音更町のみとなっております、全国でこの事業でいうと3例目の事例ということになっております。

今後も独自利用の部分についてはですね、システム変更等も伴いますので、全てが全てというわけにはいきませんが、特に県外から移住されて所得証明を元の自治体から取得されなければならないような、こういった事務等についてはですね、積極的に独自利用を進めていきたいというふうに考えております。説明は以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第31号 東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第32号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第22、議案第31号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第23、議案第32号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、以上2議案を一

括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 31 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴うものです。

次に、議案第 32 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について。

提案理由としましては、個人を識別するための番号の利用に伴い、事務について所要の整備を図るため規約を変更しようとするものでございます。以上、2 件の詳細につきまして長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 31 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を加えます。

今回の改正は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されていたことに伴い、関連する条文を対応させるものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。第 2 条、東彼杵町で行う事務でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る、傷病手当金支給申請書の受付事務につきまして、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第 5 条が、従来 of 附則第 3 条及び附則第 4 条に定められておりました令和 2 年度までにおける保険料に関する特例事項が削除されていたことに伴い、附則第 3 条へ繰り上がったことに対応するものでございます。

続きまして、議案第 32 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について説明を加えます。

新旧対照表をお願いいたします。長崎県後期高齢者医療広域連合規約第 4 条に係る別表第 1 でございます。

健康保険証の廃止を求めるマイナンバー法等の一部改正につきまして、施行期日を令和 6 年 12 月 2 日とする施行期日の政令が令和 5 年 12 月 27 日に公布されております。

本年 12 月 2 日以降、新規の健康保険証発行ができなくなり、マイナ保険証をお持ちでない場合には、資格確認書を交付することとなり、そのため、長崎県後期高齢者医療広域連合規約第 4 条に係る別表第 1 を改正する必要がありますので、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項及び第 291 条の 11 の規定に基づきまして、町議会の議決を求めるものでございます。以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いをいたします。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

今、長寿ほけん課長から説明がありました資格確認書の発行は町がするんですか、県がするんで

すか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

広域連合の事務の中で、発行の保険者は後期高齢者医療広域連合なんですけれども、本町の方で受付を、事務を行うものでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

証明書の有効期間というのはどういうふうになっていくのですか。保険証は1年間ですよ、大体。マイナンバーカードは、たぶんあと2年か3年で更新をせんといかんとなっておりますけれど、その資格証明書は毎年発行されるんですか。1回発行したらそれでいいんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

申し訳ございません、確認して後ほどご報告申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号、議案第32号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

○——△——

暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時27分）

再 開（午前 11 時 29 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております議案第 31 号、議案第 32 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号、議案第 32 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 33 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 24、議案第 33 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）を議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 33 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）でございます。

提案の理由としまして、通学の利便性と安全確保を図るためのスクールバス購入を行うものでご

ございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 33 号についてご説明いたします。

中学校スクールバスの購入費用につきましては、当初に予算化させていただいたところですが、財源として辺地対策事業債を活用予定でございます。

辺地対策事業債を活用するためには、総合整備計画が必要となりますので、計画案のご承認をお願いするものです。

めくっていただいて、総合整備計画書をご覧ください。

1 番の辺地の概況では、場所を中尾郷、辺地度点数を 123 点としております。辺地度点数は、役所や学校などの距離を算定し点数化したもので 100 点以上であれば辺地ということでございます。

次の、2 番の公共的施設の整備を必要とする事情では、スクールバス購入事業の目的を記載しております。

3 番の公共的施設の整備計画ですが、期間は、基本 5 年計画となりますので令和 6 年度から 5 年間としております。購入は既に完了しておりまして、購入費用 389 万 8000 円を事業費、辺地対策事業債の借入れ予定額は 380 万円としております。

めくっていただいて、地図については、辺地度点数を算定するための施設やスクールバスの運行区間を示すものとして添付しております。説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

事業計画書の 2 項の公共的施設の整備を必要とする事情の一番、文言の一番下から 2 行目のところですね、「負担軽減及び学力向上」ここまで問題ありません。

「さらには公共交通機関の減少も含めた一体的な取り組みを図る。」これは、町長にちょっとお伺いしないといけないんで、この「さらには公共交通機関の減少も含めた一体的」、ちょっと長くなると問題ありますんで、できるだけ、どういうことで、この減少も含めた一体的な取り組みを図られるとしているのか、簡潔な説明をいただければと思います。よろしく願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはバスがですね、公共的バスがもう中尾地区はないんですよ、普通町バスでしていただきましたけれども。それでスクールバスは少し近くまで行ったんですが、混乗が今のところできていなくてですね、今度新しくバスを購入して回すという計画で上げさせていただきます。

そして特に、辺地が 80%の裏打ちがございしますもんですから、過疎よりも非常に有利でございま

すので、これを使わせていただきたいということで上げさせていただいております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

今、町長言われたのはこの中尾地区に限定した説明だったのかなと、ちょっと私は受け止めたんですけど、この「さらには公共機関の減少」というのは、町全体のことを考えておられるんじゃないんですか。いかがです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、全体のことでございまして、今後その公共バス、JR も含めてですよ、先ほど、昨日話しましたように、もうこちらの撤退をさせていただくということで、なくなるものですからですね、スクールバスで対応させていただきたいということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

で、ですね、町長にちょっとお願いしたいことがあるんですね、今回、デマンドバスも導入して、町バスも今併用してやっていますよね、検証期間ですけども、その検証期間。

それから、今 JR バスの問題、それから今度はデマンドバスが導入されたことによって、今度は町バスをどうしていくかということを含めて、総合的にですね、何かそういった大きなアウトライン、計画をですね、作っていただくと、我々議会、町民は大きく、これはあくまでも予定なんでしょうけれど、わかりやすいのかなと思うんですけど、こういう、あくまでも計画や予定、こういったことを示していただくと、この町はこういうふうにやっていくのかなという一つの先の推移が見えてくるのかな。町長、この私の提案と言うか、要望と言うか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大まかな構想図はですね、地域公共交通計画でも協議をさせていただいておりますが、私の考えとしましては、前回もお答えしましたように、町バスをデマンドバスに替えていきたいと思っております。

と言いますのは、スクールバスは子どもたちがなかなか町バスに乗るというのも危険性もございまして、子どもは子どものやはり通学ですかね、それに徹していきたいなと思っております。

ですから、各地区距離をちょっと考えますけれども、私は配慮したいと考えているところございまして、今後そういう計画をですよ、また町民の皆さんにも説明を当然しなくちゃいけないので、話は飛びますけれど、庁舎の問題と併せて地域に入らせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 33 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 25 議案第 34 号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 25、議案第 34 号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 34 号損害賠償の額を定めることについてでございますが、提案の理由としまして、契約解除による損害を賠償するためのものがございます。詳細につきましては税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第 34 号についてご説明いたします。

やすらぎの里については、遊具を設置したこともあり、新たなトイレ設置を目指しております。遊具からもみの木荘側に橋を渡った先の空いている土地へ、通常、公園に建設されるようなサイコロ型のトイレを計画し、設計業務の発注を行いました。その後、自己処理型水洗トイレというのがございまして、そちらの存在を知りまして、検討した結果、こちらのほうを設置したほうがふさわしいということで判断をいたしました。

このトイレを設置する場合、設計業務を必要としないため、申し訳ありませんが設計業務を中途契約解除し、違約金として 61 万 1600 円の支払いをお願いするものです。

自己処理型水洗トイレについて説明いたします。

商品名をトワイレといたしますが、中に微生物生分解する機械が設置されておまして、し尿を浄化処理し、その処理したものを洗浄水としても再利用するバイオトイレで、水洗のため匂いもしません。

汲み取りという形になるんですけれど、浄化処理をするため汲み取り頻度も大幅に低減でき、通常の浄化槽のような放流もないため設置場所も選ばず、トワイレについては当初設置場所と考えていた遊具のそばに設置するよう考えております。

浄化槽埋設工事や配管工事も不要で、コンテナ型のため工場で作成後トラックで移送し配置する形となります。

最大のメリットは、災害時に清潔で快適なトイレを提供できることだと考えております。水道が不要で、電気も発電機やソーラーパネルを設置すれば停電時も利用ができます。トラックでの移設

も可能で、実際、能登半島地震では、福岡県の道の駅に設置されているトイレが石川県の方に移設され、現在も使われているということでございます。

設置費用につきましては、およそ 3000 万円を今回補正予算に計上させていただいております。補助金についても、まだ確実ではないため歳入に計上しておりませんが、国の方で観光施設整備に関する事業に対して補助の募集が行われる予定で、採択された場合は 2 分の 1 の補助が受けられますので大きな負担軽減になるとも考えております。

このトイレ、逆に、デメリットもありまして、水道を使いませんのでトイレの中に手洗い場を設置することができません。また、1 時間に 12 回の利用を超えると浄化処理能力が追い付かなくなるそうで、イベント利用など短時間に多くの利用が発生する状況は不向きのようにございます。

次に違約金について申し述べます。

やすらぎの里トイレ設計業務については、令和 5 年 11 月 28 日に 110 万 2200 円で契約を行いました。解約に伴う違約金につきましては、業務報酬基準を基に計算をいたしまして、労働単価 3 万 8400 円に稼働があった延べ 6 人日分を掛け直接人件費を計算し、また諸経費、技術料を加算した金額が合計 55 万 6000 円となります。そこに消費税を掛けた 61 万 1600 円で先方と協議をしております。説明は以上でございます。情報収集が足りず、結果、契約解除という形になり、大変申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

まずこの契約ですね、契約については見積もり、3 社見積もりか、これ 130 万円以下でしたので 3 社見積もりがされたのかどうか。

それから、私が思うにはですよ、契約を解除されたということで、相手方が 61 万 1600 円で納得されているんですけど、本来なら全額返すべきなものではないんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

こちらの事業につきましては、予定価格が 130 万円を超えておりましたので入札を行っております。

それと違約金ですけれども、違約金については契約書に一応協議ということになっておりまして、今、構議員が言われたとおり、場合によっては全額という要望もあり得たと思っておりますけれども、一応、先方とお話をさせていただいて、こちらの金額で今のところご納得いただいているような状況でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

ありがとうございました。

ただし、相手方を黒塗りでされたのはどういう見解でしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、やはり個人情報等もございますので、こういう時は全部、今まで黒塗りで出させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

この代えられた理由はわかりましたけれども、今度設置されるトイレは耐用年数はどれくらいあって、コンクリートでした場合との比較をされてみてどのような感じでそっちのほうに移られたのか伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

一応、業者から話を聞いたところによると、10 年は大丈夫ということで聞いております。部品交換とかも発生すると思いますけれども、通常トイレを使うのは 20 年とかそういう仕様も問題ないということで話は聞いております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

町長にちょっとお伺いせんといかんから、ちょっとお伺いします。

今までですよ、情報、今、税財政課長がいみじくも言われたですけど、情報収集不足。まさにそこだろうと思います。

例えば、旧親和銀行購入しました。買った後ににこにこはうす耐震化の問題で使えないと。これも情報収集不足。これはもうもっと大きかったですけれども。

やはり、この情報収集ということについて、やはりこれ、町長以下みんな各課全員共有していただいでですよ、何か事業をやる時は、今、税財政課長がいみじくも言われたように、もっと情報収集されて研究していく。そのためには時間的、その事業をやる時には、やろうとした時、もっと遡って研究する時間が、リードタイムが必要ですよ。時間的余裕を与えないと、なかなか時間的少

ない時でやるとこういった事案が生じるのかなと思います。その辺のところの町長としての指導というか、その辺のところのお考えをちょっと聞かせてください、今後のです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、このトイレにつきましてはですね、私が今こう考えておりましたのは、水を放流する時にですよ、やはり一番上の方にあったものですから、これを配管をして、下まで持って行く。それとも何か良い方法はないかなということで協議をさせていただいたところでございまして。

本当に、今、浄化槽につきましても、個人の浄化槽につきましても井手に流すとかですよ、その辺もちょっといろいろトラブっております町でそういうことを、今子どもの遊び場にもなっています、上流の方もですね。

だから、非常に、そういうのを考えたところ、災害で対応できるようなトイレがちょっといろいろ情報が入りましたものですから、ちょっと遅れて申し訳ございませんでした。と言いますのは、この前議会でも指摘を受けて、バタバタ慌てて、それもすぐ設置をしなくちゃいけないと、トイレが足りないということで遊具の方ということを考えておまして、先に先に進めさせたものですから申し訳なかったと思っております。

それと親和銀行跡地問題につきましてもですね、実は学童以外で、普通の商業施設を今まで銀行が使っていましたから、そういうのはいけたと思うんですけど、どうしても私が学童、学校の近く、運動場もあるということでそこに偏っていましたものですから事業が先に進んでいった。

でも、やはりこの情報収集というのは、非常に誠に申し訳なかったと。今からは先に、そういうのを掴んだ後に動かなければいけないんですが、職員もちょっと足りない人員ですよ、次から次に仕事が増えるものから、私がもうとにかく命令じゃありませんけれども、なんとかしてくれと急いだところもございましてですね、申し訳なかったなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 35 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 1 号)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 26、議案第 35 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 35 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 234 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 74 億 4234 万 5000 円とするものでございます。

提案理由としまして、歳出の主なもの、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金事業費など 1 億 98 万 9000 円、やすらぎの里バイオマストイレなど 6227 万 5000 円。

歳入の主なもの、国庫出金 9434 万 5000 円、町債 4320 万円などでございます。詳細につきましては税財政課長から説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第 35 号についてご説明いたします。

それでは 13 ページをお開きください。3 番歳出からご説明いたします。

14 ページに移っていただいて、2 款 1 項 7 目企画費 17 節備品購入費は、当初計上しておりました電気自動車購入費用について、充電アタッチメントなど付属品費用が不足するため 70 万円を追加いたしました。

9 目電子計算費 10 節需用費の消耗品費では、リース契約が終了したパソコンは、セキュリティ上物理的に破壊し処分する必要があるためリース返却をせず買取を行う費用として 66 万 5000 円を追加しました。その下、12 節委託料のイントラシステム保守業務委託料は、イントラシステムのソフトウェアを更新し、新たにソフトウェア等の保守が発生するため保守費用を追加しました。DX 推進アドバイザー業務委託料は、デジタル人材育成を目的とした職員研修の委託費用を追加しています。その他、システム改修費用を追加し、節全体では 445 万 6000 円を追加いたしました。

10 目地域づくり推進事業費 8 節旅費では、新たに採用した地域プロジェクトマネージャーの営

業旅費や視察旅費を計上しており、節全体では 199 万円を追加いたしました。18 節負担金補助及び交付金、次のページの長崎空き家 de ミライ創出事業は、県の補助事業でもありますけれども、民間支援法人と連携して空き家バンク事業の新たな展開を図ります。節全体では、724 万円を追加いたしました。その下の、22 節償還金利子及び割引料は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、前年度実績に基づく精算を行い返還費用として 125 万 8000 円を追加しました。

16 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 1 節報酬から 4 節共済費までは、町民課社会福祉係に配置する会計年度任用職員の人件費を計上しており、合計して 234 万 4000 円を追加しました。

5 目国民年金事務費 2 節給料から 4 節共済費までは、人事異動により当初からの不足が発生した職員人件費を計上しており、合計で 287 万 4000 円追加しました。

7 目住民税非課税世帯等特別給付金事業の 3 節職員手当等から次のページ 19 節扶助費までは、低所得世帯支援枠等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の費用を計上いたしました。今回の給付金は 2 つございまして、まず 1 つ目は、令和 5 年度住民税所得割が課税だった方のうち令和 6 年度新たに住民税所得割が非課税になった世帯に対し 10 万円給付いたします。また、その対象世帯に子どもが含まれる場合は、子ども一人につき 5 万円が追加給付されます。そして 2 つ目は、税務上、課税世帯については、住民税において、扶養人数に 1 を加えた数×1 万円を、所得税においては扶養人数に 1 を加えた数×3 万円を、定額減税として控除することになってはいますが、それが全額控除できないと見込まれる場合、差額相当分を給付することとなっています。

19 節扶助費の内訳になりますけれども、新たな非課税世帯として 180 世帯×10 万円の 1800 万円、子ども加算分として 150 人×5 万円の 750 万円、定額減税しきれないと見込まれる方を 1,475 人、6215 万円で想定いたしまして、合計で 8765 万円追加いたしました。その他、システム改修費用など計上しており、目全体では 9251 万 6000 円を追加しております。

18 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 2 目児童運営費 18 節負担金補助及び交付金の多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、特別の支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対する職員加配費用の補助になり 313 万 5000 円追加しました。

19 ページです。

4 款 1 項 3 目環境衛生費 18 節負担金補助及び交付金は、水道事業会計の補正予算で計上しております業務委託費用の財源として 550 万円を負担しています。

20 ページをお願いします。

6 款 1 項 2 目農業総務費の 1 節報酬から 8 節旅費までは、産業振興課農林水産係に配置する会計年度任用職員の人件費を計上しており、合計して 193 万 1000 円を追加しました。

3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金の農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金は、燃油肥料などの使用を低減する機器の導入に対し半額助成をするもので、今回はいちご農家など 9 件の予定で計上しています。その他、合わせて合計で 1122 万 1000 円追加しました。

21 ページです。

7 款 1 項 3 目観光費 14 節工事請負費及び 17 節備品購入費は、当初予算で龍頭泉に設置するトイ

レ費用を計上しておりましたが、事業内容から支出科目を変更いたしました。また、一部バリアフリー対応のため50万円を追加しております。

22ページをお願いします。

8款2項2目道路橋梁維持・新設改良費の12節委託料から21節補償補填及び賠償金までは、大野原高原線や釜ノ内線の改良工事など予定しており、測量費用や工事費用など合計して1703万9000円を追加いたしました。

23ページです。

8款3項2目河川改良費では、山田川河川改修において詳細設計や移転補償の必要が生じ14節工事請負費から12節委託料と21節補償補填及び賠償金へそれぞれ流用しております。

24ページをお願いいたします。

8款4項1目港湾管理費3節職員手当等の勤勉手当は、当初の計上を漏らしており55万3000円追加いたしました。18節負担金補助及び交付金では、どちらも県の事業になりますけれども、川棚港海岸（小音琴地区）緊急自然災害防止対策事業負担金は早期完成を目的に県の事業費が増額となることから負担金1045万3000円を追加しました。口木田海岸緊急自然災害防止対策事業負担金は、新たな護岸工事実施に伴い負担金68万3000円を追加しています。

25ページです。

8款5項3目公園費の12節委託料から21節補償補填及び賠償金は、やすらぎの里に設置するバイオトイレの費用を計上いたしました。建築申請費用や設計業務取り止めに伴う違約金も含め合計で3204万7000円を追加いたしました。

26ページをお願いいたします。

8款7項1目渉外費18節負担金補助及び交付金の太ノ原演習場周辺整備基金活用事業補助金は、太ノ原地区の公民館改修助成のため150万円を追加しました。

27ページです。

9款1項2目非常備消防費17節備品購入費では、安全性の高いカーボン繊維の防火衣の購入費用として83万6000円追加しており、各分団に1着づづ配備いたします。

3目消防施設費18節負担金補助及び交付金の水道事業公営企業会計負担金は、当初予算で下の27節に科目を誤って計上しておりましたので18節に変更いたしました。

飛びまして31ページをお願いいたします。

10款5項4目文化ホール費14節工事請負費のスタッフルームエアコン設置工事は、現在文化ホールスタッフルームを不登校児童の受入れ場所としており、エアコン設置のため55万9000円を追加いたしました。歳出は以上です。

次は、7ページをお願いします。2番歳入です。

16款2項1目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金は、当初デマンド交通バス購入費用の財源として予定しておりましたが、補助要件を満たせず皆減いたしました。次のページ、8ページの17款2項1目総務費県補助金の長崎県地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業費補助金を代替として431万3000円追加しております。

7ページに戻っていただいて、1目3節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金では、給付金

事業は全額国の負担となりますので 9804 万 6000 円を追加いたしました。

8 ページをお願いします。

17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金では、経営所得安定対策等推進事業及び農業資材価格高騰対策緊急支援事業は、全額県の負担となっており、合わせて 1122 万 1000 円追加いたしました。

6 目土木費県補助金は、長崎空き家 de ミライ創出事業は、県の 2 分の 1 補助となり 360 万円追加しております。

10 ページをお願いいたします。

21 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正の財源として 4243 万 4000 円を追加いたしました。

12 ページをお願いします。

23 款 1 項 2 目土木債の 3 節緊急自然災害防止対策事業債は、川棚港海岸及び口木田海岸緊急自然災害防止対策事業負担金の財源として合わせて 1090 万円を起債収入として追加しました。4 節過疎対策事業債では、やすらぎの里トイレ設置事業の財源として 3140 万円を起債収入として追加しております。歳入については以上になります。

次は 4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正です。こちらの起債の目的であげております 5 事業について起債することとしており、限度額等について記しております。

最後になりますけれども、戻っていただいて 1 ページから 3 ページまでの第 1 表、5 ページ 6 ページの事項別明細書、32 ページ以降の給与費明細書につきましては、ただいま説明した金額の積み上げになりますので説明は省略いたします。議案第 35 号については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 35 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 27 議案第 36 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 28 議案第 37 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 27、議案第 36 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）、日程第 28、議案第 37 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 36 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、収益的収入及び支出に 550 万円を追加し、全体の予算が収入におきまして、2 億 5377 万 7000 円、支出が 2 億 5312 万 1000 円でございます。

提案の理由は、老朽化していく資産の更新計画、経営戦略見直し、料金改定計画等を総合的に検討し、中長期的な経営計画を策定するためでございます。

次に、議案第 37 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、資本的収入に 380 万円を追加し、全体の予算が収入におきまして 1 億 3510 万円、支出が 1 億 9520 万円でございます。

提案の理由は、補助金内示額が要望額に届かなかったことにより、処理場改築更新工事実施設計業務の財源確保のため行うものでございます。以上、2 件の詳細につきましては水道課長に説明させていただきます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

町長に代わりまして、補正予算の内容を説明いたします。

まず、議案第 36 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。参考資料の実施計画明細書により内容をご説明いたしますので 12 ページをお願いいたします。収益的収支の下の段の表になります。

支出につきまして 1 款 1 項 4 目総係費の 14 節委託料につきまして、平成 30 年 1 月に策定いたしております水道事業の経営戦略につきまして、策定後 6 年を経過しており、総務省通知におきましても、策定後 3 年から 5 年の間に見直すことが重要であると。また令和 7 年度までに全ての事業において経営戦略の見直しを行うよう通知がなされております。このため経営戦略の見直しにつきまして、令和 6 年度中に実施するという事で準備を進めております。

業務費の算出につきまして調査をいたしましたところ公的な基準というものがありませんでしたので、当初予算への計上を目標にコンサルタント会社から見積もり等を聴取しまして予算額について調査を進めておりましたけれども、こちらが予想していた金額よりもかなり差が高額であったこともありまして、金額の精査、あるいはそれに含まれる業務内容等について見直しも含めた検討を進めてまいりました。

そういった作業に日数を要したことから、当初予算への計上が間に合わずに今回の補正予算に業務委託費として 550 万円を追加計上するものでございます。

上段の表につきましては、その財源として 1 款 2 項 2 目負担金の 2 節一般会計繰入金として業務委託費と同額の 550 万円を計上いたしております。

参考資料としまして 3 ページから 8 ページまでに財務諸表を添付いたしております。以上で議案第 36 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 37 号東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。議案書の表紙の第 3 条特例的収入及び支出の補正につきまして、令和 6 年度から地方公営企業法の適用を受ける農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の令和 5 年度打ち切り決算に係る未収金及び未払金の額が確定いたしましたので、当初予算の未収金 78 万 6000 円を 83 万 9122 円、未払金につきましては 870 万 1000 円を 192 万 1593 円に改めます。

次に補正予算について内容をご説明いたします。12 ページの実施計画明細書をお願いいたしま

す。

資本的収支の収入につきまして1款1項1目の建設改良企業債について、令和6年度の公共下水道汚水処理場の更新事業として実施をいたしております第1期ストックマネジメント計画における補助金の配分が要望していた額に対して86%にとどまったことで、配分される補助金のほとんどを令和5年度に契約して現在も工事を施工いたしております処理場の電気設備更新工事の令和6年度歳出分に充てる必要が生じております。

今年度は、この他にも次の更新計画となります機械設備の更新に係る実施設計を予定しておりますので、その財源として補助金を要求してございましたけれども、その補助金が要望額より大幅な減額となります。この減額分を起債に変更する必要が生じたので建設改良企業債を380万円追加計上いたすものでございます。

戻っていただきまして議案書、表紙の裏側、裏面をお願いいたします。

第4条の企業債補正につきまして、企業債限度額を当初の限度額に今回の補正額を加え2920万1000円といたしております。

財務諸表としまして2ページから6ページまでにキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表。注記表につきましては7ページから8ページに添付をいたしております。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

委託ですから町長にちょっとお伺いしたいと思います。

議案第36号の12ページですね、今、課長の方から説明ありましたけれども、これ水道事業経営戦略見直し業務委託ということで補正で上がったわけですけども、この令和6年度中にですよ、その見直し経営戦略の見直しをするというのはいつ決まっていたのですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、ずっと以前から議会とも協議をして、水道料の経営状態が本当に一般財源から今ずっと投入していますけれど、料金の改定を主に検討していかなければならないということで今回令和6年度からまず着手してですよ、皆さんの意見を聞きながら、将来的な取水量とか収支をですね、検討していかなければなりませんので今回こういう形で上げさせていただいたということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

私が言いたいのはですね、令和6年度中にこの経営者向けの見直しをすることは決まっていたわけですよ。そうしたら、事業計画は6年度中に決まっていたのなら、やはり当初予算で、今課長の説明ではいろいろ見積もり、積算がなかなかできなかったということですけど、やはり事業を

することが決まっていたならば、当然、やはりですね、つかみ予算でもいいから当初予算で上げておくべきじゃないかと私は思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これ、確かに吉永議員がおっしゃるとおりでございまして、今回補正予算、6月の補正予算という意味がですよ、やはり3月に当初予算に上げて、こういう形で持っていくのは非常に申し訳ないと思っております。本当に予算のあり方というのはですね、皆さん一緒に協議をしていますが、今回はどうしてもその金額の方で今回上げなければいけなかったもんですから、上げましたけれども、今後はですね、そういう形で、3月の当初予算のあり方と6月の補正というのは、よっぽどこの緊急性でないと、もう元々がそういう補正、財政当局もそうでございますけれど、そういう形でやっております。当然積み上げてきて、9月、12月にですよ、予算の状況を見ながら上げるのは仕方ないんですが、今回こういうことになりましたのは本当に誠に申し訳なかったと思って反省しております。

次、もうこういうことがないようにですね、計画を速やかにしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号、議案第37号は産業建設文教常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散 会（午後0時16分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 吉永 秀俊

署名議員 尾上 庄次郎